

徴収猶予の特例を申請される方へ

朝霞市収納課

申請に必要な書類

- ① 徴収猶予申請書
- ② 収入の減少等の事実があることを証する書類の写し(売上帳、給与明細、預金通帳等)
- ③ 一時に納付・納入が困難であることを証する書類の写し(預金通帳、現金出納帳等)

※なお、②・③については、書類の取得が困難である場合は添付不要ですが、提出後に職員から確認の連絡を差し上げる場合がございます。

納期限ごとの申請が必要です

徴収猶予の特例制度は、原則、納期限ごとの申請が必要になります。

各納期限が申請期限です。

各市税の期別毎の申請期限については、下記の表を参考にしてください。

個人の場合

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月
徴収猶予特例の申請期限	7/31(金)	8/31(月)	9/30(水)	11/2(月)	11/30(月)	1/4(月)	2/1(月)
市県民税 普通徴収		2期		3期			4期
固定資産税 都市計画税	2期					3期	
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期

※令和2年9月4日の政令による改正で、対象税の期限が令和3年1月31日から令和3年2月1日に改められました。これにより、令和2年度市県民税4期、国民健康保険税7期(いずれも2月1日納期限)が新たに対象となります。

法人の場合

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月
徴収猶予特例の申請期限	7/10(金)	8/11(火)	9/10(木)	10/12(月)	11/10(火)	12/10(木)	1/12(火)
市県民税 特別徴収	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
法人市民税	納期限が申請期限となります。						

- 1回の申請で、**申請日翌月が納期限の市税までまとめて申請**することが可能です。
(例)7月20日に、固定資産税・都市計画税2期・国民健康保険税1期(7/31納期限)と市県民税2期・国民健康保険税2期(8/31納期限)をまとめて徴収猶予の特例申請をする。
- 申請期限(納期限)を過ぎると、該当の市税については徴収猶予の特例を受けることができなくなります。**申請期限内の申請**をお願いいたします。
- 口座振替を設定されている方については、**申請時期によって指定口座から引き落としがかかる場合**がございます。その際は、還付手続きにて対応させていただきます。
- 猶予期間中の分割納付を希望される場合は、朝霞市役所収納課までご連絡ください。
- 既に納付済の市税については、徴収猶予の特例の対象にはなりません。